

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月31日
【会社名】	株式会社リンクアンドモチベーション
【英訳名】	Link and Motivation Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 小笹 芳央
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
【電話番号】	03-6853-8111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 グループデザイン室担当 横山 博昭
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー
【電話番号】	03-6853-8111
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 グループデザイン室担当 横山 博昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

株式会社リンクアンドモチベーション（以下「当社」といいます。）は、当社を株式交換完全親会社、Unipos株式会社（以下「Unipos」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことに関して、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、2025年5月23日付で臨時報告書を提出いたしました。記載事項の一部に訂正事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、2025年5月26日付で訂正臨時報告書を提出しております。

この度、2016年9月2日開催のUniposの臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権、並びに、2022年4月20日開催のUniposの定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権の取扱いに変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

本株式交換に関する事項

- (4) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

本株式交換に関する事項

(訂正前)

- (4) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Uniposが既に発行している、2016年9月2日開催のUniposの臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（残存する新株予約権の数：2,000個、目的株式数：Unipos普通株式8,000株）、並びに、2022年4月20日開催のUniposの定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（残存する新株予約権の数：917個、目的株式数：Unipos普通株式91,700株。以下、第3回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれUniposの業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（Uniposが完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、Uniposが無償で取得し、消却する予定です。

また、Uniposは、新株予約権付社債を発行しておりません。

(訂正後)

- (4) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容
本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

Uniposが既に発行している、2016年9月2日開催のUniposの臨時株主総会、B種種類株主総会及びC種種類株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（2025年5月22日時点において残存していた新株予約権の数：2,000個、目的株式数：Unipos普通株式8,000株）、並びに、2022年4月20日開催のUniposの定時取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（2025年5月22日時点において残存していた新株予約権の数：917個、目的株式数：Unipos普通株式91,700株。以下、第3回新株予約権及び第7回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）については、それぞれUniposの業務委託先及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、本定時株主総会及び本普通株式種類株主総会（本株式交換）において本株式交換に係る議案が承認された場合には、本新株予約権の行使条件を充足しなくなるとともに、本新株予約権の取得条項として定められた無償取得事由（Uniposが完全子会社となる株式交換について、法令上必要となる株主総会の承認決議が行われたとき）に該当することから、当該決議の日から本株式交換の効力発生日の前日までに、当該取得条項に基づき、Uniposが無償で取得し、消却する予定でした。

もっとも、本新株予約権の行使条件については、「会社が特に行使を認めた場合」には、無償取得事由が発生したとしても本新株予約権の行使を認める旨が規定されていたところ、Unipos取締役会において無償取得事由の発生後も本新株予約権の行使を認める旨の決議がなされ、その結果、2025年7月31日までに、第7回新株予約権（計378個）が行使されました。また、行使されなかった第3回新株予約権（計2,000個）及び第7回新株予約権（計539個）については、本株式交換の効力発生日の前日までに、全て放棄されます。したがって、効力発生日の前日である2025年7月31日までに、本新株予約権は全て消滅することとなりますので、Uniposが無償取得し、消却するものはありません。

また、Uniposは、新株予約権付社債を発行しておりません。

以上